

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年6月29日（平成27年（行情）諮問第403号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第818号）

事件名：「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）に係る現地偵察及び水深調査について（依頼）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書（主に訓練計画）の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる14文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月23日付け防官文第2277号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報についても組織共有文書であれば開示対象であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 複写の交付について、本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支

障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書のほか8文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条の規定を適用し、平成26年10月16日付け防官文第15315号により、「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）の実施に関する自衛隊一般命令（自般命第38号。26.4.21）」について全部開示決定を行い、平成27年1月29日付け防官文第1056号により、残りの文書のうち7文書について法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った後、残りの14文書（本件対象文書）について、同年2月23日付け防官文第2277号により、同条3号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

#### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、履歴情報の特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不

- 開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、別紙2のとおり、その一部が同条3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月22日 審議
- ④ 同月27日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ⑤ 平成28年12月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成29年3月16日 審議
- ⑦ 同月22日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度に国内で実施された統合訓練（実動訓練）に関して発出された一般命令等であり、処分庁はその一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 文書1及び文書2は統合幕僚監部、文書3ないし文書5は陸上自衛隊、文書6ないし文書14は航空自衛隊において作成された文書である。

イ 文書1及び文書2以外の文書については、紙媒体により配布され、原稿である電磁的記録は保存の必要がなかったため文書完成後に各作

成元において廃棄されており，原処分に係る開示請求の時点においては紙媒体しか保有していなかった。

ウ 文書 1 及び文書 2 については，統合幕僚監部において，紙媒体のほか，その原稿であるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成したデータも保有していたため，PDFファイル形式以外の電磁的記録をも特定した。

(2) そこで，以下検討する。

ア 本件対象文書が自衛隊の特定訓練への参加に関する命令等であることを踏まえると，PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有が必要であったとまではいえず，また，文書 1 及び文書 2 についてPDFファイル形式以外の電磁的記録が特定されているものの，文書 1 及び文書 2 の内容やそれらの作成元が他の文書と異なることに照らすと，これをもって，その他の文書についてもPDFファイル形式以外の電磁的記録があったはずであるとはいえない。

イ 以上によれば，文書 1 及び文書 2 以外の文書について，PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然，不合理とはいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，防衛省において，文書 1 及び文書 2 以外の文書についてPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 統合訓練の事前調査に関する情報

別紙 2 の番号 1 及び 2 に掲げる部分には，統合訓練の事前調査に関する細部の情報が記載されていることが認められる。

当該部分は，これを公にすることにより，自衛隊の運用に関する能力及び要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法 5 条 3 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

#### (2) 統合訓練における国の機関，地方自治体及び民間企業等との調整に関する情報

別紙 2 の番号 1 3 に掲げる部分には，統合訓練の実施に当たり防衛省・自衛隊が行った他の行政機関，地方自治体及び民間企業等との調整に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用要領の一端が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めるこ

とにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 統合訓練の所見等に関する情報

別紙2の番号22, 29及び30に掲げる部分には、統合訓練の経過概要及び所見等に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用や水陸両用作戦に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 統合訓練の訓練項目、編成、部隊運用及び細部実施要領等に関する情報

別紙2の番号3ないし12, 14ないし21及び23ないし28に掲げる部分には、統合訓練の具体的な訓練項目、編成、部隊運用及び細部実施要領等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用や水陸両用作戦に関する能力、練度及び態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、防衛省において文書3ないし文書14のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) に係る現地偵察及び水深調査について (依頼) (統幕運 3 第 2 号。26. 3. 26)
- 文書 2 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) に関する統合幕僚長指示 (統合幕僚長指示第 13 号。26. 4. 21)
- 文書 3 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) の参加に関する中央即応集団一般命令 (中即集団般命第 25 号電。26. 4. 23)
- 文書 4 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) 参加に関する西部方面隊一般命令 (西方般命第 20 号電。26. 4. 25)
- 文書 5 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) 成果について (報告) (西方訓第 247 号電。26. 6. 25)
- 文書 6 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) への参加に関する航空総隊一般命令 (総隊般命第 32 号。26. 4. 30)
- 文書 7 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) への参加に関する航空総隊司令部一般命令 (総隊司般命第 10 号。26. 5. 1)
- 文書 8 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) 参加成果について (報告) (総隊運第 332 号。26. 6. 9)
- 文書 9 平成 26 年度国内における統合訓練に対する支援に関する南西航空混成団一般命令 (南混団般命第 27 号。26. 5. 7)
- 文書 10 平成 26 年度国内における統合訓練への参加に関する西部航空方面隊一般命令 (西空般命第 36 号。26. 5. 9)
- 文書 11 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) への参加に関する警戒航空隊一般命令 (警空般命第 21 号。26. 5. 9)
- 文書 12 平成 26 年度国内における統合訓練への参加に関する第 8 航空団一般命令 (8 空団般命第 58 号。26. 5. 15)
- 文書 13 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) 参加成果について (報告) (登録外報告) (警空防第 115 号。26. 5. 30)
- 文書 14 平成 26 年度国内における統合訓練実施成果について (報告) (西空運第 90 号。26. 6. 2)

別紙 2（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書 1

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	2 枚目	「2 期間及び場所」の一部 「3 派出兵力及び人員等（基準）」の一部 「4 実施要領」の一部	統合訓練の事前調査に関する細部の情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に関する能力及び要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当する。
2	3 枚目	「5 管理事項」の一部	統合訓練の事前調査に関する細部の情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に関する能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当する。

文書 2

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
3	3 枚目	「2 主要演練項目」の一部	統合訓練の具体的な訓練項目に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当する。
4	3 枚目	「3 期間等」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当する。
5	4 枚目及び 5 枚目	「5 実施要領」 「(1) 全般」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安

			全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
6	5枚目	「5 実施要領」 「(2) 停泊訓練 期間」の一部	統合訓練の具体的な訓練項目に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
	5枚目 及び6 枚目	「5 実施要領」 「(3) 航海訓練 期間」の一部	
7	8枚目	「付紙」の表題及 び凡例を除く全て	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

### 文書3

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
8	1枚目	着信者及び本文の それぞれ一部	統合訓練の参加部隊に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
	2枚目	「2 主要演練事 項」及び「6 参 加部隊等（基 準）」のそれぞれ 一部	

### 文書4

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
9	1枚目	本文の一部	統合訓練の部隊運用及び細部実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
	3枚目	「2 主要演連項 目」の全て	
	4枚目 及び5 枚目	「7 実施要領」 の一部	
	11枚 目、1 3枚目	表の一部	

	から1 6枚目 まで及 び18 枚目		
10	6枚目	「8 通信」の一 部	統合訓練の指揮系統，通信システム等に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の指揮・統制要領及び手法が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
11	9枚 目，1 0枚 目，1 2枚目 及び1 7枚目	表の全て	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。

文書5

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
12	4枚目 から7 枚目ま で	「1 概要」の一 部	統合訓練の部隊運用及び細部実施要領に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
	8枚目 から1 4枚目 まで	「2 訓練経過」 の一部	
	15枚 目から 28枚 目まで	「3 訓練成果」 の一部	
	31枚 目及び 32枚	本文の一部	

	目		
	33枚目から37枚目まで	「4 今後検討すべき事項」の全て	
13	10枚目及び11枚目	表の一部	統合訓練における国の機関，地方自治体及び民間企業等との調整に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用要領の一端が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するとともに，今後，関係自治体等から協力が得られなくなるなど，統合訓練における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号に該当する。
	28枚目から32枚目まで	「(5) 現地訓練統制及び部外連絡」の一部	

#### 文書6

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
14	2枚目及び3枚目	「5 参加要領」及び「6 細部日程(基準)」のそれぞれ一部	統合訓練の細部実施要領に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
15	2枚目及び3枚目	「7 統合火力誘導訓練参加要領」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
	5枚目	表の全て	
16	11枚目	「2 主要演練項目」の一部	統合訓練の具体的な訓練項目に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を

			害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
17	11枚目	「3 期間等」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
	12枚目及び13枚目	「5 実施要領」(1) 一部	
18	13枚目及び14枚目	「5 実施要領」(2) 及び(3)のそれぞれ一部	統合訓練の細部実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
19	16枚目	表の全て	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

#### 文書7

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
20	2枚目	「1 参加人員及び配置等(基準)」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

#### 文書8

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
21	2枚目	「3 参加部隊及び規模」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安

			全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
22	2枚目	「4 訓練概要」、 「5 成果」及び「7 所見」のそれぞれ一部並びに「6 改善及び検討を要する事項」の全て	統合訓練の概要、所見及び成果に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
	3枚目	「細部成果」の一部	

文書10

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
23	2枚目	「2 日程（基準）」の一部	統合訓練の細部実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
24	2枚目	「4 参加要員及び航空機等（基準）」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

文書11

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
25	3枚目	「1 目的」の全て及び「5 主要演練項目」の一部	統合訓練の細部実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

26	3 枚目	「4 参加規模（基準）」の全て	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
----	------	-----------------	---

文書12

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
27	2 枚目	「4 参加要員及び航空機等（基準）」及び「5 参加要員差出区分等」のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

文書13

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
28	2 枚目	「1 全般」の表中、「統合火力誘導訓練参加部隊」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
29	2 枚目及び3枚目	「1 全般」の表中、「訓練概要」、「訓練成果」及び「所見及び問題点」の全て並びに「2 参加計画及び実績」の表の一部	統合訓練の概要、所見及び成果に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

文書14

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
30	2 枚目及び3枚目	「1 実施状況」及び「2 成果」の	統合訓練の経過概要、所見及び成果に関する情報であり、これを公にすることによ

枚目	それぞれ一部	り，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
4枚目から7枚目まで	表題の一部及び部隊名を除く全て	